

令和7年

第22回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和7年12月25日(木)

伊勢原市農業委員会

## 第 2 2 回伊勢原市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和 7 年 1 2 月 2 5 日 (木) 午前 1 0 時 2 0 分から 1 1 時 5 0 分まで
- 2 開催場所 伊勢原市役所 2 階 2 C 会議室
- 3 委員在任定数 9 名
  - 1 梶 政博
  - 2 重田 千秋
  - 3 古屋 幸男
  - 4 今井 恵美子
  - 6 田中 真紀子
  - 7 麻生 伸一
  - 8 越水 一雄
  - 9 大木 克美
  - 1 0 鈴木 雅之
- 4 出席委員数 9 名 (その他、農地利用最適化推進委員 1 2 名出席)
- 5 欠席委員 なし
- 6 署名委員 越水 一雄  
大木 克美
- 7 議長 鈴木 雅之
- 8 事務局職員出席者 田中 則行  
田伏 弘之  
加藤 朝規  
山田 直哉  
岸 好夫
- 9 傍聴者 なし
- 10 審議事項
  - (1) 報告
    - 第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
    - 第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
    - 第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
    - 第 4 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
    - 第 5 号 引き続き特定貸付を行っている旨の証明について
  - (2) 議案
    - 第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
    - 第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
    - 第 3 号 非農地証明交付申請の承認について
    - 第 4 号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請の承認について
- 11 審議内容 (開会 午前 1 0 時 2 0 分)

- [事務局] 在任定数9名、出席委員9名により定足数に達していることを報告します。
- [議長] 只今より第22回伊勢原市農業委員会総会を開催します。  
本日の審議事項は、報告5件、議案4件となっております。
- [議長] 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。  
報告第1号のとおり、高部屋地区で1件、比々多地区2件、成瀬地区で1件、大田地区で4件、計8件の届出を受理しました。  
なお、第三者への斡旋については、希望はありませんでした。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。  
【 質問なし 】  
無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするとときは、届出をすることとされています。  
報告第2号のとおり、伊勢原地区で1件、成瀬地区で1件の計2件について、専決処分により届出を受理しましたので報告します。  
報告第2号の2は、住居用地として転用されるものです。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。  
【 質問なし 】  
無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするとときは、届出をすることとされています。  
報告第3号のとおり、伊勢原地区で4件、高部屋地区で1件の計5件について、専決処分により届出を受理しましたので報告します。  
なお、報告第3号の1及び2は宅地造成4区画、報告第3号の3は住宅敷地、報告第3号の4は産業用地及び報告第3号の5は住居用地としてそれぞれ転用されるものです。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。  
【 質問なし 】  
無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。

報告第4号のとおり、伊勢原地区で1件、成瀬地区で1件、大田地区で2件の計4件の証明願がありました。

報告第4号の1について、対象農地は上平間字四反田に6筆、同字七々町に1筆、面積は計7筆で、984平方メートルです。

12月8日に事務局で現地調査を行い、水田の耕耘管理を確認しています。

12月11日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

報告第4号の2について、対象農地は高森一丁目に3筆、面積は計3筆で、1,414平方メートルです。

12月8日に事務局で現地調査を行い、水田の耕耘管理を確認しています。

12月11日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

報告第4号の3について、対象農地は田中字ソヤタに2筆、同字ク子花に2筆、同字ガケに1筆、伊勢原4丁目に1筆、面積は計6筆で、3,827平方メートルです。

12月12日に事務局で現地調査を行い、果樹の作付け、水田の耕耘管理を確認しています。

12月15日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

報告第4号の4について、対象農地は小稲葉字大上に2筆、同字八ツ田に8筆、同字畠合に6筆、同字鎗田に5筆、面積は計21筆で、10,138平方メートルです。

12月12日に事務局で現地調査を行い、露地野菜の作付け及び耕耘管理、水田の耕耘管理を確認しています。

12月15日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第5号 引き続き特定貸付を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この証明は、相続税納税猶予の特例の適用を受けている者で、対象農地のうち特定貸付けを行っている農地に対する3年ごとの証明です。

報告第5号のとおり、大田地区で1件、計1件の証明願がありました。

報告第5号の1について、対象農地は上平間字四反田に6筆、同字七々町に1筆、面積は計筆で、5,984平方メートルです。

12月8日に事務局で現地調査を行い、水田の耕耘管理を確認しています。

[議長] 12月11日付けで専決処分にて証明書を発行しました。  
何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、議案に移ります。

[議長] 議案第1号 農地法第3条の規定により許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。議案第1号のとおり、高部屋地区で2件、比々多地区で1件、大田地区で1件、計4件の申請がありました。

議案第1号の1について、申請地は日向字久保田に1筆、面積は158平方メートルです。

経営規模拡大のため、有償にて所有権を移転します。12月22日に地区担当委員及び事務局にて現地調査を行いました。

譲受人は、令和7年度認定新規就農者であり、経営規模拡大のため、有償にて所有権を移転します。

現在、畑が約44アールを借受け、露地野菜の生産を行うほか、一部田んぼについても作業の手伝い等を行っています。

農地法第3条の3要件については、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、耕運機、田植機、ハーベスターなどの栽培に必要な機械があることを確認していることから、効率的に利用することが出来ると考えます。

法令遵守の状況についても、特に違法行為はありません。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人が農作業に常時従事しており、農業経験も5年ほどあります。

要件3「地域との調和要件」として、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

議案第1号の2について、申請地は、上粕屋字一ノ郷下で1筆、西富岡字外堀で1筆、経西原で6筆、鎧塚で4筆、日向字西新田原で4筆、計16筆、面積は13,172平方メートルとなります。

譲受人は経営規模拡大のため、有償にて所有権を移転します。

12月22日に地区担当委員及び事務局にて現地調査を行いました。

現在、譲受人は、畑107アールを所有しており、露地野菜を行っています。

農地法第3条の3要件については、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、大型トラクター、耕運機、大型草刈り機な

どの栽培に必要な機械があることを確認していることから、効率的に利用することが出来ると考えます。

法令遵守の状況についても、特に違法行為はありません。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人と妻が農作業に常時従事しており、農業経験も20年以上あります。また、その他の労働力として年間延べ60名程度を雇用し、農作業に従事させます。

要件3「地域との調和要件」として、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

議案第1号の3について、申請地は、三ノ宮下尾崎の2筆で、面積は1,176平方メートルです。

譲受人は経営規模拡大のため、有償にて所有権を移転します。

12月19日に地区担当委員及び事務局にて現地調査を行いました。

現在、譲受人は、畑100アール、田43アールを所有しており、果樹や露地野菜、米の生産を行っています。

農地法第3条の3要件については、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、田植機、稲刈機、脱穀機などの栽培に必要な機械があることを確認していることから、効率的に利用することが出来ると考えます。

法令遵守の状況についても、特に違法行為はありません。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人及びその母が農作業に常時従事しており、農業経験も25年以上あります。

要件3「地域との調和要件」として、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

議案第1号の4について、申請地は下平間谷原下の1筆、面積は1,024平方メートルです。

譲受人は経営規模拡大のため、有償にて所有権移転します。

12月23日に地区担当委員及び事務局にて現地調査を行いました。

譲受人は、令和2年に市内の畑29アールを借り受け、現在、一部の内において今後の耕作に向けた耕耘準備をされています。

農地法第3条の3要件については、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、コンバイン、田植機、米選機、乾燥機などの栽培に必要な機械があることを確認しております。

法令遵守の状況についても、特に違法行為はありません。

なお、譲受人が令和2年から借り受けていた農地6筆のうち4筆については、令和4年、6年、7年に行われた利用状況調査により、農地法第32条第1項第1号の遊休農地に判定されており、利用意向調査をそれぞれ発出していますが、利用意向調査に対し回答がない状況にあります。

遊休農地についての全部効率利用要件の判断については、農林水産省が示す「農地法関係事務に係る処理基準」において「法第32条第1項各号に該当する「遊休農地」の所有者並びにその農地について使用及び収益をする者については、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められない、全部効率的要件を満たさないことは当然である。」とされています。

一方、譲受人は、現状は草刈、耕運がされており今後の耕作に向けた準備が進められていることから、全部効率要件の判断には疑義が生じています。

加えて、譲受人は他市にも農地を所有しており、秦野市にて1,500平方メートルを所有しているということを確認しております。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として本人が農作業に常時従事するとされており、農業経験も30年以上あります。また、農作業従事するものとして、本人以外に6名の方が従事する予定です。

要件3「地域との調和要件」として、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

大山・高部屋地区。

[地区担当委員]  
(大山・高部屋地区) 12月22日に事務局と要件の適合性を確認しました。それから12月24日にも地区担当委員3名にて現地確認を行いました。

申請地は、面積が158平方メートルと狭い農地で、平坦でなく傾斜地で、下は用水路と水田で2メートル程度の高低差があります。夏場は、北側斜面の草刈りが大変そうです。

更にこの農地は50年以上耕作されていないので、地力がほとんど無いと思われます。

譲受人は、有機農法を目指している方です。

機械は、トラクター、田植え機、ハーベスター、管理機、脱穀機等の所有を確認しました。

新規就農者であり、農業振興課のフォローアップがあります。

譲受人が耕地としている農地を夏場にも見たことがあります。田んぼはやっているが、畑の方が適切な栽培といますか、収益が十分あるのかというような、草だらけで、本当にここで耕作しているのかなというような状況です。その辺を危惧しております。

ただ、本人はとても精力的にいろいろと取り組んでおられ、元々、その水田は耕作放棄された大人の背丈以上の葎が茂った状態であったが、きれいに復元して稲作をしたいとの意思であり素晴らしいことだと思っています。

農地の一部のみで耕作を行う場合や近傍の自然的条件及び利用の条件が類似している農地の生産性と比較して相当程度劣ると認められる場合との規定もあり、状況を理解頂きご判断をお願いします。

[議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。

議案第1号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。

[委員 A] 譲受人のどの位の年齢か？

[地区担当委員] 30代の方で、新規就農されたばかりの方です。

(大山・高部屋地区)

[事務局] 農業経験5年及び農業技術の就学が1年あり、研修による技術取得により認定を受けております。

[委員 B] 譲受人は、収入は確保出来ているのか。

[地区担当委員] 正確に把握している訳ではないが、他にアルバイトをしている様ではある。

(大山・高部屋地区)  
[事務局] 補足します。

水田については、譲受人は現状、作業のお手伝いしているもので、かなり荒れている状況だったものを今回開墾されたことから、かなり労力がかかってしまったため、十分に他の畑に手が回らないという状況になったと本人から伺っており、事情は把握しております。

収入について把握しておりませんが、認定新規就業者に対し給付金制度があり、スタートアップにあたり最初から収量や収入が十分あったりや、資力があることは稀であり、給付金を活用頂き軌道に乗らせるためのフォローアップが必要です。

更に、農地法上は「近傍の自然的条件および利用上の条件が類似している農地、周りの農地に比べて大きく相当程度劣っている」かについて、現状は、畑については全く畑を使ってないとか、荒廃している状況ではないものです。

[地区担当委員]  
(大山・高部屋地区) 端的に言うと、草刈りは本当に綺麗に毎年行ってきれいに管理されて  
いますが、50年以上作物は何も作ってない状況にあります。

[議 長] 他にありませんか。

【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第1号の1について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 【 挙手多数 】

挙手多数。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり許可する」こととします。

[議 長] 議案第1の2について、地区担当委員から補足説明がございましたら  
お願いします。

大山・高部屋地区。

[地区担当委員]  
(大山・高部屋地区) 12月22日に事務局と24日にも地区担当委員3名にて現地確認を  
行いました。

譲受人は、自らが経営する市内のコンビニエンスストアを販路として  
予定しており、会社経営の傍ら、休日には農作業を熱心に取り組んでい  
ます。

自宅倉庫にユンボ1台やトラクター ハンマーナイフ等を所有してい  
ることを確認しました。

農業に対する思い入れも強く、問題ないものと考えます。

[議 長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。

議案第1号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願い  
します。

[委 員 C] 譲受人個人による譲渡であるが、農作業の労働総数として2人は十分  
なのか。自らが経営する法人と連携しているように思えるが如何か。

[事 務 局] 申請書上、臨時雇用労働力として年間、延べ60人と記載されていま  
す。個人が雇うことを妨げるものではないので問題ないものです。個人  
事業の範疇でやるとの説明であり、規模拡大に向け農作業従事者の確保  
については、農業法人化の案内をしていきたいと考えています。

[議 長] 他にございますか。

【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第1号の2について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第1号の2については、「原案のとおり許可する」こととします。

- [議長] 議案第1の3について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。  
比々多地区。
- [地区担当委員]  
(比々多地区) 12月19日に事務局と、23日に担当委員全員で現地確認しました。譲受人において譲り受ける農地は、自らの耕作農地の隣接地であり、中山間地である地域性を考えると担い手の1人として期待するものであり、本人も農業経営に対する情熱が伝わってきました。  
よって、妥当だと考えます。
- [議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。  
議案第1号の3について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。
- [議長] 【 質疑なし 】  
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第1号の3について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議長] 【 挙手全員 】  
挙手全員。よって、議案第1号の3については、「原案のとおり許可する」こととします。
- [議長] 議案第1号の4につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。  
大田地区
- [地区担当委員]  
(大田地区) 12月23日に地区担当委員3名で、12月24日には譲受人立会いの下、地区担当委員1名及び事務局2名にて現地確認しました。  
事務局説明のとおり、実際に譲受人は使用貸借として自分の管理する農地を長年、遊休農地化させており問題があるとのことであるが、今回確認したところ、中古であるとは言え農機具も用意され、本人非常にやる気があるような発言をされており、現在まだ作付けはされて無いにしろ草刈り耕運を始めたり、今回申請に対応するための行為かなとも疑われるが、簡単に不許可と出来るか、地区担当委員の中でも判断に迷うとの話も出ており、許可出来るか、出来ないかを判断できる資料を求めるべきと思います。
- [議長] 地区担当委員の補足説明が終わりました。  
議案第1号の4については、その説明より継続審議すべきとの提案と解しますが、継続審議とすることに賛成の委員の挙手を求めます。  
【 挙手全員 】  
挙手全員によって議案第1号の4については継続審議といたします。

[事務局] 今回取得するにあたり「全部効率要件」の適否を考えた場合、現在貸借している農地がしっかりできているのかどうかを含め、新たな農地を取得してもその全てを効率的に耕作することができるかがポイントの1つになります。

全部ではないものの、長く5、6年にわたり有休農地化しています。その間には、利用意向調査を発出しているところです。

今回の申請に合わせてなのか、同じタイミングで草刈りや一部耕起したりと準備を始めています。

その様な状況の中、地区担当委員にも現地確認して頂いたところです。準備を始めて、これから耕作すると、本人すごく前向きな発言もある。これまでの実績と最近の動きや意向に少し乖離していると感じております。先程の審議にて判断できる資料を求めるべきとの意見により「継続審議」の判断だったかと思えます。

今後、効率的な農地利用としてどのように耕作していくかの点とその信憑性の確認を申請者に求めながら準備をしたいと思っています。

[議長] 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地に自ら農地以外のものにする場合について、農業委員会の意見を求められます。

議案第2号のとおり、1件の申請がありました。

議案第2号の1について、申請地は西富岡字経西原の1筆の一部、面積3,315平方メートルのうち2,962.90平方メートルを駐車場として転用するものです。

申請人は、コロナ渦にて注目を浴びたキャンピングカーですが、現在もキャンピングカーオーナーは駐車場不足を理由に買い控えている状況があり、利用者からの要望により転用申請します。

特に大型車は住宅街では敷地に余裕が無いため、遠方でも駐車したいとの要望もあり21台分の駐車スペースと景色を生かした多目的広場を整備します。

県道からの進入路は、公園の園路を使用しますが公園管理者とは調整済みです。

一般基準及び個別基準について駐車場の敷地は砕石引きとして雨水はトレンチ管にて浸透します。周囲は1.8メートルのネットフェンスを設置して管理します。

申請地の立地基準は、山林や雑種地により分断され、農地の広がりには10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。

計画としては周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]  
(大山・高部屋地区)

12月24日に地区担当委員にて現地確認しました。  
計画地南側斜面は、当該地の泥が流れ出ないように補強がされています。周辺農地への影響等を考えましても、総合運動公園の入り口の道路に面しており、日陰を作るわけでもなし、泥が流れ出ないような施しをきちんとされているということで、隣接地への影響はあまりないだろうとの判断であり、特に問題ないと考えています。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

[委員D] 露地駐車場を転用目的としているが、実際にはこれキャンプ場として使うことが目的であって、計画上、駐車場以外の広場を作るのかなとも思われますが、許可、不許可に影響するとは思わないが、どのように把握しているのか。

[事務局] キャンプ場になるのではとの質問については、キャンプ場はレジャー施設であり、トイレ等の衛生施設を設けなくてはならず開発行為になる。よって、建物、休憩施設は設けられない駐車場計画です。

[委員E] 広場については、景色を楽しむような場所とすると聞いている。  
利用用としては駐車場としての要件を備えるものの、キャンプ場利用の形態にも思えるので、この件に限らずしっかり事業内容を確認しておかないと後々において誤解を招く部分もある。

[事務局] 事務局として把握した上で、必要な情報については県とも共有します。

[議長] 他にありませんか。  
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第2号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手多数 】  
挙手多数。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可相当とする」こととします。

[議長] 議案第3号 非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 議案第3号のとおり、3件の証明願がありました。  
議案第3号の1について、上粕屋字一ノ郷下の1筆、面積は43平方メートルです。

経過につきましては、先代が相続した平成3年頃には高低差がある水田が数カ所あり大きな法面のある地形でした、平成18年にフィッシングセンターの転用申請をしていますが、水田部分を申請範囲として切土・盛土をして造成していますが、今回の非農地証明部分は工事範囲外

となっています。先代当時から同じ法面形状ですが、水田の法面から釣堀の法面となって現在に至っています。

経過を証明する資料としては、成18年の埋立て許可申請と現況図・平成19年の航空写真です。

申請地は特に周辺農地に支障は少なく、農地に復元することが著しく困難で他法令違反ありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回非農地証明の手続きとなりました。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、残された農地が30アール未満である場合に該当し、「第3種農地」と判断されます。

議案第3号の2について、申請地は石田字下河内の1筆、面積は107平方メートルです。

経過につきましては、平成12年頃から4台分の駐車場として使用して現在に至ります。

経過を証明する資料としては、平成18年の名寄帳、平成19年の航空写真が提出されています。

申請地の南は住宅・北と東は道路、西は畑です。特に周辺農地に支障は少なく、申請地は農地に復元することが著しく困難で他法令違反ありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回非農地証明の手続きとなりました。

申請地の立地基準は、宅地や河川により分断され、農地の広がり10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。

議案第3号の3について、申請地は下谷字中才の1筆、面積は31平方メートルです。

経過につきましては、平成26年相続以前は実家の所有地で農地への出入口として使用し・給排水も取っています。相続後も同様に使用して現在に至ります。

経過を証明する資料としては、昭和36年と平成25年度の給水台帳と令和2年の出入口写真と平成6年の航空写真が提出されています。

申請地の南と西は住宅、東は道路、北は畑です。特に周辺農地に支障は少なく、申請地は農地に復元することが著しく困難で他法令違反ありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回非農地証明の手続きとなりました。

申請地の立地基準は、農地の広がり10ヘクタール以上であることから「第1種農地」と判断されます。

非農地証明書においても立地基準は適用され、第1種農地の例外として既存敷地の2分の1以内の敷地拡張は許可対象に含まれますので証明発行可能となります。

- [議長] 事務局からの説明が終わりました。  
議案第3号の1について、地区担当委員から補足説明がありましたらお願いします。  
大山・高部屋地区。
- [地区担当委員]  
(大山・高部屋地区) 当該農地は、12月24日に地区担当委員3名で現地確認しました。  
上に釣り堀がありまして、その下に続く法面の一部が対象地であり、農地として残ってしまっているのが現状です。法面勾配はそれほどの角度ではないが、結構高さとなっています。手前は住宅に接道する道路であり、法面の一部を農地として残す方が不自然であり、この法面を農地にて耕作させるのも困難であると思われまます。  
非農地となることについて、特に問題無いとの意見です。
- [議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。  
議案第3号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。
- [議長] 【 質疑なし 】  
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第3号の1について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議長] 【 挙手全員 】  
挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり証明する」ことといたします。
- [議長] 議案第3号の2について、地区担当委員から補足説明がありましたらお願いします。  
成瀬地区。
- [地区担当委員]  
(成瀬地区) 11月20日に地区担当委員4名で現地確認しました。  
当該農地の位置は、宅地に囲まれた場所であり平成12年からの経過であり、非農地となることについて、何ら問題ないと思います。
- [議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。  
議案第3号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。
- [議長] 【 質疑なし 】  
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第3号の2について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議長] 【 挙手全員 】  
挙手全員。よって、議案第3号の2については、「原案のとおり証明する」ことといたします。

- [議 長] 議案第3号の3について、地区担当委員から補足説明がありましたらお願いします。  
大田地区。
- [地区担当委員]  
(大田地区) 12月22日に地区担当委員3名で現地確認しました。  
この農地を含む一帯の宅地化ですが、西側が渋田川の土手の延長となっている交通量の多い県道に接しており、傾斜もあるため自己の車の出入りに苦勞する感はあり、東側農地より安全な出入り口として利用されていたようです。  
周辺農地にも影響がない場所であり支障なしと考えます。
- [議 長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。  
議案第3号の3について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。
- [議 長] 【 質疑なし 】  
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第3号の3について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議 長] 【 挙手全員 】  
挙手全員。よって、議案第3号の3については、「原案のとおり証明する」といいたします。
- [議 長] 議案第4号、農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請の承認について、事務局から説明をお願いします。
- [事 務 局] 農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が農地中間管理事業の実施により、賃借権の設定等を行おうとするときは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、県農業会議が農用地利用集積等促進計画を定め、神奈川県知事の許可を受ける必要があります。  
このことから、同法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、地域農業の実態を把握している農業委員会が県農業会議に対し、促進計画を定めるよう要請することができるものです。ため、  
議案第4号のとおり、農業委員会に申し出のあった伊勢原地区1件、成瀬地区3件、大田地区1件、計5件の賃借に対し、促進計画を定めることの審議をお願いします。  
議案第4号伊-1は、地域計画区域内の農地15筆、合計6,372平方メートルを使用賃借するもので、権利の設定を受ける者は、約144アールの規模を耕作している農業者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する全部効率要件等を満たしております。

議案第成－１は、地域計画区域内の農地５筆、面積は計２，７２５平方メートルを賃貸借するもので、権利の設定を受ける者は、約１４４アールの規模を耕作している農業者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号に規定する全部効率要件等を満たしております。

議案第４号成－２は、地域計画区域内の農地２筆、面積は計５５５平方メートルを使用貸借するもので、権利の設定を受ける者は、約１４４アールの規模を耕作している農業者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号に規定する全部効率要件等を満たしております。

議案第４号成－３は、地域計画区域内の農地１筆、面積は計５５５平方メートルを使用貸借するもので、権利の設定を受ける者は、約１４４アールの規模を耕作している農業者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号に規定する全部効率要件等を満たしております。

議案第４号大田－１は、地域計画区域外の農地１筆、面積は９５７平方メートルを使用貸借するもので、権利の設定を受ける者は、約６０６アールの規模を耕作している農地所有適格法人であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号に規定する全部効率要件等を満たしております。

なお、議案第４号すべてにおいて、伊勢原市長から「地域計画の達成に資する」という回答を得ております。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。

議案第４号伊－１から大田－１までの５件について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第４号伊－１について、「原案のとおり要請する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第４号伊－１について、「原案のとおり要請する」こととします。

[議長] 議案第４号成－１から成－３までについて、「原案のとおり要請する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第４号成－１から成－３までについて、「原案のとおり要請する」こととします。

[議長] 議案第4号大田-1について、「原案のとおり要請する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員。よって、議案第4号大田-1について、「原案のとおり要請する」こととします。挙手全員。

[議長] すべての審議がおわりました。

以上を持ちまして、第22回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【11時50分 終了】